

ゼロからわかる インド特許実務

9月8日(火)
13:30~17:00

講師：高橋 明雄 氏

弁理士法人グローバル・アイピー東京 代表弁理士

2003年…東京大学理学部物理学科 卒業
2005年…東京大学理学系研究科物理学専攻 修士課程修了
2005年…キヤノン株式会社 入社(知的財産法務本部)
2005年…弁理士試験合格
2009年…グローバル・アイピー東京特許業務法人 入所
2009年…弁理士登録
2010年…米国パテントエージェント試験合格
2011年…米国特許事務所駐在(ワシントンDC)
2012年…グローバル・アイピー東京特許業務法人 復帰
2013年…グローバル・アイピー東京特許業務法人 代表弁理士就任



アジェンダ (予定)

第1部: Introduction

第2部: 出願

- ◆出願手続の概要
- ◆審査開始条件と審査スピード
- ◆外国出願情報提供制度(特許法第8条)

第3部: 中間

- ◆FER対応
- ◆補正要件(特許法第57条)
- ◆分割出願(特許法第16条)

第4部: 権利化後

- ◆異議申立制度(特許法第25条)及び特許無効審判(特許法第64条)
- ◆特許発明実施報告(特許法第146条)
- ◆強制実施権(特許法第84条)
- ◆特許年金(特許法第53条)

第5部: その他

- ◆発明でないもの
 - > コンピューター・プログラム(特許法第3条(k))
 - > 特許法第3条(d)
- ◆インド居住者による発明(特許法第39条)

◆複数のインド代理人に同じ質問をしても回答が異なるため、対応策を決めることができずに困った経験をお持ちの方も多いのではないのでしょうか？

◆最高裁や知財高裁の裁判例の蓄積により法律上の問題点がほとんど解消されている日本の特許制度とは異なり、新興国においては特許制度そのものが十分に確立されていないことも珍しくありません。インドでは法解釈や運用が不明確なものが多数存在し、インド代理人自身も明確な回答を持ち合わせていない場合があります。インド代理人によって回答が異なるのは、各インド代理人が個人的意見を述べているためです。

◆本セミナーでは最新の裁判例や審決、近年の審査スピード向上に伴う拒絶理由通知(FER)への対応やその後の流れも取り上げながら、法解釈や運用が明確な部分と不明確な部分に分かるように説明いたします。法解釈や運用が不明確な部分については可能な限り複数の解釈を紹介し、各解釈に基づく対応策のメリット/デメリットを説明します。